

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2025年12月5日
【会社名】	株式会社アクアライン
【英訳名】	Aqualine Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶 広長
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	広島県広島市中区上八丁堀8番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社アクアライン 霞が関事務所 (東京都千代田区霞が関3丁目3-2新霞が関ビルディング1F) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長樋廣長は、当社の第31期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）の半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。